

平成21年12月16日判決言渡し・同日判決原本受領 裁判所書記官 関根 秀和

平成21年(ワ)第16957号 損害賠償請求事件

(口頭弁論の終結の日 平成21年11月11日)

判 決

原 告 [REDACTED]
同 訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子
同 太 田 賢 志

福岡市博多区博多駅南三丁目2番3号丸美フェリックスビル201

被 告 株式会社プロフィットコム
(以下「被告会社」という。)

同 代表者代表取締役 岩 井 [REDACTED]

福岡市 [REDACTED]

被 告 岩 井 [REDACTED]
(以下「被告岩井」という。)

福岡市 [REDACTED]

被 告 村 岸 [REDACTED]
(以下「被告村岸」という。)

福岡県 [REDACTED]

被 告 近 藤 [REDACTED]
(以下「被告近藤」という。)

東京都 [REDACTED]

被 告 飯 塚 [REDACTED]
(以下「被告飯塚」という。)

埼玉県 [REDACTED]

被 告 遠 藤

(以下「被告遠藤」という。)

東京都

被 告 杉 中

(以下「被告杉中」という。)

被告ら訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して226万0880円及びこれに対する被告岩井を除く被告らについては平成21年5月27日から、被告岩井については同年6月15日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告会社との間でなした「ロコ・ロンドン」取引が違法であるとして、被告会社に対し、民法715条1項又は709条に基づき、被告岩井、同村岸及び同近藤に対し、民法709条又は会社法429条1項に基づき、被告飯塚、同遠藤及び同杉中に対し、民法709条に基づき、民法719条に基づき連帯して、交付金員のうち未返還分及び弁護士費用相当損害金の合計226万0880円及びこれに対する各被告らに本件訴状の送達された日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 前提事実（末尾に証拠等を掲げた事実のほかは、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

- ア 原告は、昭和 〇年〇月 〇日生まれの無職の独居高齢者である（甲13）。
- イ 被告会社は、平成16年8月6日に設立された「ロコ・ロンドン」取引を行う株式会社である。
- ウ 被告岩井は、平成19年7月当時、被告会社の代表取締役であった者である。
- エ 被告村岸及び同近藤は、当時、取締役であった者である。
- オ 被告飯塚は、当時、被告会社の従業員として原告の担当者であった者である。
- カ 被告遠藤は、当時、被告会社の従業員として被告会社東京支店の「顧客管理部部長」で、原告の担当者であった者である。
- キ 被告杉中は、被告会社の従業員であり、被告飯塚の後任として原告の担当者となった者である。

(2) 取引に至る経緯及び取引経過

- ア 被告飯塚は、平成19年7月初旬ころ、原告に対し、金の取引の勧誘を電話で行い、同月5日、 〇〇〇の飲食店で面会をした（甲13、乙16）。
- イ 被告飯塚は、同所で、スワップポイント早見表を用いて、原告に対し、取引の勧誘をなし、原告は、これに応じて、口座開設申込書に署名捺印をして、被告会社の行う「ロコ・ロンドン」取引を開始した（以下「本件取引」という。）（甲13、乙3ないし7、16）。
- ウ 原告は、被告飯塚に対し、同日、60万円、同月9日、60万円、同月10日、60万円を交付した（乙14）。
- エ 原告は、同年7月12日、追加証拠金として65万5000円を被告会社の口座に振り込んだ（乙14）。

オ 原告は、同月13日、被告飯塚に対し、被告飯塚に対する貸金として120万円を返済日を同年8月6日と定めて貸し渡した（甲13、乙16）。

被告飯塚は、同年9月11日、原告に対し、うち50万円を返済した（甲13、乙16）。

カ 原告は、同年10月12日、被告飯塚に対し、被告飯塚に対する貸金のうち65万円を、追加証拠金として被告会社に入金することを承諾した。

また、同日、被告飯塚から、残金5万円の返済を受けた（甲13、乙16）。

キ 原告は、同月15日、被告会社に対し、本件取引に関し、内容が理解できないと不満を述べるなどの趣旨の質問書を送付した（乙12の1、2）。

原告は、同月19日、被告飯塚及び同遠藤と、の飲食店で面談し、本件取引を了解し継続する旨の記載をした書面を交付した（乙13）。

ク 被告飯塚は、同年11月ころ、訴外ベネフィットコム株式会社に移ったことから、被告杉中が、原告の担当者となった（甲13、乙16）。

ケ 原告は、同年12月、本件取引を終了させ、被告会社から105万4120円を受領した（甲13）。

(3) 本件取引の仕組み

顧客は、被告会社に対して、ロンドン渡しの金現物100トロイオンスを1取引単位とする最低取引当たり30万円の「預託保証金」を支払って、ロンドン渡しの金を売買したと同様の差金決済を行う地位を取得し、任意の時点で当該地位（ポジション）と反対の取引をすることによって生じる観念上の差損金について差金の授受を行う。

また、顧客は、取引を行うことにより、「スワップポイント」と称する「金利」を得ることができる。

なお、差金決済指標となる「ロンドン渡しの金」の価格は、取引が相対取

引である性質上、被告会社が任意に設定し、かつ、取引のために必要な「為替レート」「スワップポイント」も、被告会社が任意に設定する。

さらに、1取引単位当たり、3万円の手数料が徴求される。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件取引の違法性

(原告)

本件取引は、賭博であるにもかかわらず、あたかも適法な金融商品取引であるかのような外観を生じさせ、さらに、高率の手数料と証拠金を徴求して、被告会社においていかようにでも決定できる外国為替及び金現物価格を利用して行う詐欺取引である。

(被告ら)

否認ないし争う。

(2) 被告らの責任

(原告)

ア 被告会社は、被告飯塚の使用者であり、又、違法な行為を業として行うものであるから、民法715条1項又は709条の責任を負う。

イ 被告岩井、同村岸、同近藤は、業として金銭をだまし取るために被告会社を設立し、又は、その運営に積極的、主体的に関与していた。また、同人らは取締役として、被告会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにあえてこれをしなかった。したがって、民法709条又は会社法429条1項の責任を負う。

ウ 被告飯塚、同遠藤及び同杉中は、原告に対して直接不法行為を行った。

したがって、民法709条の責任を負う。

(被告ら)

否認ないし争う。

(3) 損害額

(原告)

ア 未返還交付金員相当損害金 205万0880円 (交付金310万5000円－返還金105万4120円)

イ 弁護士費用相当損害金 21万円

ウ 合計 226万0880円

(被告ら)

否認ないし争う。

(4) 過失相殺

(被告ら)

原告は、商品先物取引について1年間の経験があり、本件取引がハイリスクハイリターンであることを理解していた。

したがって、原告には過失があり、過失相殺の適用がある。

(原告)

否認ないし争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (違法性) について

上記第2の2(3)を前提にすれば、本件取引は、偶然の事情によって利益の得喪を争うものであり、賭博であると認められる。なお、違法性阻却事由については何らの主張立証もない。

2 争点(2) (責任) について

上記1のとおり本件取引は違法賭博であり、被告飯塚、同遠藤及び同杉中は、直接不法行為を共謀して分担した者として、被告岩井、同村岸及び同近藤は、直接行為者と共謀した者として、それぞれ民法709条の不法行為責任を免れず、被告会社は、使用者として民法715条1項の使用人責任を免れない。

3 争点(3) (損害) について

原告本人尋問の結果及び書証(甲13, 乙14)によれば、原告主張の未返

還交付金員が認められ、同額は損害であると認められる。

なお、弁護士費用としては21万円が相当である。

4 争点(4) (過失相殺) について

(1) 原告本人尋問の結果及び陳述書(甲13)によれば、原告は、昭和●年●月●日に生まれ、●●●●卒業後、会社勤務を経て、平成●年に退職するまで●●●●に勤務し、その後の5年間、再雇用として●●●●に勤務した後、●●●●等に●歳まで勤務したこと、本件取引当時、無職で肩書地に独り暮らしであったこと、預貯金100万円程度と亡妻の保険金約480万円を有していたこと、平成16年ころに1か月弱程度、先物取引をしたことがあり、30万円程度の損失を負ったこと、以上がそれぞれ認められる。

これに対し、被告らは原告に先物取引の経験は1年間であったと主張し、その主張に沿う書証(乙3)を提出する。

しかしながら、同記載については、原告は真実は1か月弱であったところ、記載欄が「年」しかなかったことから1年と記載したなどと供述している。

そこで検討するに、原告が真実1年間の経験があったことを認めるに足りる証拠はなく、原告の供述が虚偽であることはうかがえないから、経験は1か月弱の限度で認めるほかない。

そうすると、原告は、先物取引についても、年齢、経験、資産の観点から、適格を有さない者であったというべきである。

(2) 原告及び被告飯塚の各本人尋問の結果並びに書証(甲13、乙4ないし7、12の1、2、13、16)によれば、被告飯塚は、原告に本件取引に関し、損失が発生した場合には、追加証拠金が発生することなどリスクを説明したことが認められるが、一方で、取引を開始させるため、多額の利益を得る可能性があることを強調した説明をなし、原告において、必ずしも損失や手数料の額が理解されていなかったことが認められる。

これに対し、被告らは原告が損失や手数料の額について理解をしていた旨の反論をなし、その旨の被告飯塚の供述や原告作成の書面（乙4ないし7，13）があるが、証拠（乙7，12の1，2）によれば、原告はそもそも被告会社の定める投資適合性に該当しない者である上、一旦、不満を述べても、被告らの説明に容易に応じる傾向があることが認められるから、被告飯塚の供述及び原告作成の書面の内容は信用することができない。

(3) 他方、被告らは、違法賭博であることを原告に対して説明しないで勧誘しており、その責任は重いというべきである。

(4) 以上、比較考量すれば、原告に過失相殺を認めるのは公平ではない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容する。

東京地方裁判所民事第37部

裁 判 官 小 西 洋

これは正本である。

平成21年12月16日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 関根秀和

